

# 今こそ人材育成を！

－ 11月は「人材開発促進月間」です －

**働く方々** ▶ あなたのキャリアアップを支援します！

**事業主** ▶ 企業の成長は従業員の皆様の成長から！

広島労働局では、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援するとともに、人材開発に取り組む事業主・事業主団体の皆さまを支援するため、様々な支援策を用意しています。自らのスキルアップまたは従業員のキャリアアップを図る際は、ぜひご活用ください。

## 教育訓練給付金

【働く方々への給付金】

詳しくは  
こちら



働く方々の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。

### ● 対象の教育訓練は、**約17,000講座**。

【輸送・機械運転関係】 大型自動車免許、フォークリフト運転技能講習、クレーン免許 等

【専門的・デジタル関係】 行政書士、司法書士、税理士、情報通信技術、Webクリエイター 等

【医療・社会福祉等関係】 介護福祉士、保育士、看護師、栄養士、美容師、医療事務 等

【大学・大学院等の講座関係】 修士・博士学位、専門職学位、職業実践専門課程 等

※ 上記以外にも、**多数の講座**があります。

### ● 具体的な講座は、**教育訓練給付制度【検索システム】**で検索。

### ● 受講は、**オンライン、夜間・土日**の講座もあり、働きながら受講も可能。

#### 対象者

雇用保険の被保険者  
または、被保険者で  
あった方で、一定の  
条件を満たす方が、  
厚生労働大臣が指定  
する教育訓練講座を  
受講し修了した方。

#### 支給額

受講する講座によって、次のとおり支給額を決定します。

##### 一般教育訓練

受講費用の20%（上限10万円）

##### 特定一般教育訓練

最大で受講費用の50%（上限25万円）

##### 専門実践教育訓練

最大で受講費用の80%（年間上限64万円）

※ 教育訓練に専念するため、**30日以上**の無給の教育訓練休暇を取得する場合「教育訓練休暇給付金」の支給が受けられます。



## 人材開発支援助成金

【企業の方々への助成金】

詳しくは  
こちら



労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、**訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度**です。

- 助成金は、**4つのコース**を設定。
- 助成金を活用する企業が、**年々増加中**。
- 助成金を活用して、**生産性が向上した、効率化が図られた**との声も多数。



### 人材育成支援コース

「人材育成訓練」「認定実習併用職業訓練」「有期実習型訓練」等、10時間以上のOFF-JTや、OJTとOFF-JTを組み合わせた訓練等を行った事業主に対して助成。

### 教育訓練休暇等付与コース

3年間に5日以上取得が可能な有給の「**教育訓練休暇制度**」を導入し、実際に適用した事業主に対して助成。

### 人への投資促進コース

**高度デジタル人材**や**IT分野未経験者の即戦力化**、その他多様な訓練の実施や、訓練実施のための**休暇や短時間勤務の導入**を行った事業主に対して助成。

### 事業展開等リスキリング支援コース

企業内における新規事業の立ち上げ等の事業展開等に伴い、**新たな分野で必要となる知識や技能を習得させる**ための訓練を行った事業主に対して助成。

※ このほかにも「建設労働者」に訓練等を行った事業主に対する助成もあります。

## ユースエール認定制度

【優良企業の認定制度】

詳しくは  
こちら



若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが**優良な中小企業**を厚生労働大臣が認定する制度です。

- 「ユースエール認定企業」になることで、**企業のイメージアップ**による**新卒者の応募増**や**定着率の向上**が期待できます。
- また**公共調達の加点評価**等のメリットもあります。

広島県の  
認定企業数

**58社**

(令和3年8月末現在)

その他の認定企業  
の情報はこちらを  
ご確認ください



認定企業のひろば



広島労働局 ハローワーク

詳しくは最寄りのハローワークまたは労働局にお問い合わせください。